【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年８月14日
【四半期会計期間】	第54期第１四半期（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）
【会社名】	株式会社コメリ
【英訳名】	KOMERI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　捧　雄一郎
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
【電話番号】	０２５（３７１）４１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー　　早川　博
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
【電話番号】	０２５（３７１）４１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　執行役員 経営企画室ゼネラルマネジャー　　早川　博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第53期 第１四半期連結 累計期間	第54期 第１四半期連結 累計期間	第53期
会計期間		自平成25年４月１日 至平成25年６月30日	自平成26年４月１日 至平成26年６月30日	自平成25年４月１日 至平成26年３月31日
売上高及び営業収入	（百万円）	88,017	85,463	335,567
経常利益	（百万円）	6,923	5,280	19,626
四半期（当期）純利益	（百万円）	4,125	3,424	10,573
四半期包括利益 又は包括利益	（百万円）	4,200	3,347	10,510
純資産額	（百万円）	128,743	136,545	133,822
総資産額	（百万円）	271,955	291,727	296,811
１株当たり四半期（当期） 純利益金額	（円）	81.24	67.43	208.22
潜在株式調整後１株当たり 四半期（当期）純利益金額	（円）	81.14	67.32	207.92
自己資本比率	（%）	47.3	46.7	45.0

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高及び営業収入の金額には、消費税等は含まれておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。なお、ＰＷはパワー、ＨＣはホームセンター、Ｈ＆Ｇはハードアンドグリーンの略称であります。

(1) 業績の状況

当第１四半期連結累計期間における我が国経済は、政府の景気対策により緩やかな回復基調にあったものの、消費税率が引き上げられた４月以降、駆け込み需要の反動による個人消費の冷え込みや企業収益の減速、急速なエネルギー価格の上昇等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、駆け込み需要の反動や消費者物価の上昇により、実用品を中心に売上高が伸び悩みました。また、エネルギーコストや人件費の上昇等、利益面でも非常に厳しい状況となりました。

このような状況のもと、当社グループの当第１四半期連結累計期間は、駆け込み需要の反動が顕在化し、各商品カテゴリーの消耗品を中心に売上高が前年実績を下回り、厳しい経営環境となりました。その一方で、当社グループの主力商品である建築資材、植物・園芸用品等は、その影響も少なく底堅い動きとなりました。

また、カード事業におきましては、自社カードによるロイヤルカスタマーの拡大を目指し、年間のご利用金額に応じた新たなポイント制度を４月より開始いたしました。更に、オムニチャネルへの取り組みの一環として、お客様がインターネットで注文した商品をご希望の店舗で受け取ることができる「取り置きサービス」の実験を開始し、店舗とインターネットとの融合を図ってまいりました。

新規出店につきましては、ＰＷを２店舗（奈良県、和歌山県）、ＨＣを１店舗（滋賀県）、Ｈ＆Ｇを３県下に３店舗、合計で６店舗を開店いたしました。なお、Ｈ＆Ｇ１店舗（和歌山県）を閉店いたしましたので、当第１四半期末の店舗数は、ＰW30店舗、ＨＣ146店舗、Ｈ＆Ｇ964店舗、アテーナ15店舗、合計で1,155店舗となりました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の営業収益は、854億63百万円（前年同期比97.1%）、営業利益は、53億57百万円（同75.2%）、経常利益は、52億80百万円（同76.3%）、四半期純利益は、34億24百万円（同83.0%）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① ホームセンター

（イ）金物・資材・建材

消費税率の引き上げ以降、リフォーム工事件数が減少したものの、木材等の建築資材や作業用品等は、底堅い動きとなりました。これにより売上高は、245億33百万円（前年同期比99.9%）となりました。

（ロ）園芸・農業用品

植物や園芸用品の販売は、前年並みに推移いたしましたが、肥料・農薬や農業資材は、３月の駆け込み需要の影響を受け販売が低迷いたしました。これにより売上高は、274億21百万円（同97.9%）となりました。

（ハ）家庭用品

日用消耗品を中心に駆け込み需要の反動が大きく影響いたしました。また、ガス器具や照明器具等の高価格帯商品の販売も低迷いたしました。これにより売上高は、170億12百万円（同93.3%）となりました。

（ニ）オフィス・レジャー用品

家具・収納用品を中心に販売が低迷いたしました。これにより売上高は、106億50百万円（同97.7%）となりました。

（ホ）灯油他

原油価格の高騰による単価の上昇と、前年よりも気温が高めに推移したことにより、灯油の販売数量が前年を大きく下回りました。これにより売上高は、45億46百万円（同91.1%）となりました。

以上の結果、ホームセンター全体としての売上高は、841億63百万円（同97.1%）となりました。

② その他

燃料、書籍等の売上高は、12億99百万円（前年同期比97.4%）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第１四半期連結会計期間末における流動資産は、1,274億76百万円となり、前連結会計年度末に比べ57億94百万円減少いたしました。主に現金及び預金が20億41百万円、受取手形及び売掛金が28億93百万円、商品及び製品が７億26百万円それぞれ減少したことによるものであります。固定資産は、1,642億50百万円となり、前連結会計年度末に比べ７億10百万円増加いたしました。主に有形固定資産の増加によるものであります。

この結果、総資産は、2,917億27百万円となり、前連結会計年度末に比べ50億84百万円減少いたしました。

当第１四半期連結会計期間末における流動負債は、1,079億３百万円となり、前連結会計年度末に比べ111億51百万円減少いたしました。主に短期借入金が116億50百万円減少したことによるものであります。

固定負債は、472億78百万円となり、前連結会計年度末に比べ33億44百万円増加いたしました。主に長期借入金が35億83百万円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は、1,551億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ78億６百万円減少いたしました。

当第１四半期連結会計期間末における純資産合計は、1,365億45百万円となり、前連結会計年度末に比べ27億22百万円増加いたしました。主に剰余金の配当が９億14百万円ありましたが、四半期純利益34億24百万円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は、46.7%（前連結会計年度末は45.0%）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記②に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

（イ）経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

（ロ）企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店のＰＷ、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるＨＣ、そしてＤＩＹ用品と園芸用品に特化した当社独自の専門店業態であるＨ＆Ｇを全国に展開しております。これらの業態を商圏の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成26年６月30日現在、ＰＷ30店舗、ＨＣ146店舗、Ｈ＆Ｇ964店舗、アテーナ15店舗、合計で1,155店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「ＫＯＭＥＲＩ．ＣＯＭ」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開、国内ホームセンター業界では初の自社運営となる「コメリカード」「コメリ・ビジネスカード」「コメリ・アグリカード」によるカードサービスの提供により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

これら他社が真似のできない当社独自の経営ノウハウが当社の企業価値の源泉となっており、これらを十分に理解せずに行う経営では、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上ができないものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成26年６月27日開催の第53回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プラン）の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

（イ）当社が発行する株式等について、20％以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。

（ロ）新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。

（ハ）特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。

（ニ）当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。

（ホ）対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

④ 上記③が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

（イ）買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

（ロ）株主意思の重視

本プランは、平成19年６月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年６月26日開催の第48回定時株主総会、平成23年６月24日開催の第50回定時株主総会及び平成26年６月27日開催の第53回定時株主総会において、それぞれ継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

（ハ）特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

（ニ）対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	131,000,000
計	131,000,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年６月30日）	提出日現在発行数（株）（平成26年８月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	54,409,168	54,409,168	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	54,409,168	54,409,168	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成26年４月１日～平成26年６月30日	－	54,409,168	－	18,802	－	29,855

（６）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（７）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成26年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式　3,625,500	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,733,200	507,332	―
単元未満株式	普通株式　50,468	―	―
発行済株式総数	54,409,168	―	―
総株主の議決権	―	507,332	―

（注）　上記「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、6,300株（議決権の数63個）含まれております。

②【自己株式等】

平成26年６月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社コメリ	新潟市南区清水４５０１番地１	3,625,500	―	3,625,500	6.6
計	―	3,625,500	―	3,625,500	6.6

（注）　当第１四半期会計期間末現在の自己株式数は、単元未満株式の買取りにより取得した株式数及び新株予約権の権利行使により処分した株式数を含めて3,625,582株となっております。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成26年６月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,029	10,988
受取手形及び売掛金	11,749	8,856
有価証券	11	11
商品及び製品	98,944	98,218
原材料及び貯蔵品	164	166
繰延税金資産	1,275	1,643
その他	8,308	7,805
貸倒引当金	△212	△213
流動資産合計	133,270	127,476
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	96,295	97,677
土地	28,885	28,880
リース資産（純額）	6,277	6,176
その他（純額）	8,511	8,202
有形固定資産合計	139,969	140,937
無形固定資産	7,247	7,205
投資その他の資産		
投資有価証券	462	473
繰延税金資産	5,922	5,665
敷金及び保証金	8,208	8,236
その他	1,754	1,761
貸倒引当金	△25	△30
投資その他の資産合計	16,323	16,107
固定資産合計	163,540	164,250
資産合計	296,811	291,727
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	50,739	51,882
短期借入金	40,350	28,700
1年内返済予定の長期借入金	6,745	6,745
リース債務	2,099	2,048
未払法人税等	3,729	2,318
賞与引当金	2,023	3,181
役員賞与引当金	60	13
店舗閉鎖損失引当金	21	17
ポイント引当金	474	588
災害損失引当金	9	9
その他	12,801	12,399
流動負債合計	119,054	107,903

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年３月31日)	当第１四半期連結会計期間 (平成26年６月30日)
固定負債		
長期借入金	24,621	28,205
リース債務	4,926	4,852
役員退職慰労引当金	961	961
退職給付に係る負債	7,335	7,036
資産除去債務	3,925	4,034
その他	2,162	2,189
固定負債合計	43,934	47,278
負債合計	162,988	155,181
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,802	18,802
資本剰余金	25,260	25,260
利益剰余金	98,404	101,191
自己株式	△8,799	△8,799
株主資本合計	133,668	136,455
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	72	79
繰延ヘッジ損益	267	148
退職給付に係る調整累計額	△349	△313
その他の包括利益累計額合計	△9	△85
新株予約権	163	175
純資産合計	133,822	136,545
負債純資産合計	296,811	291,727

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年６月30日)
売上高	85,315	82,667
売上原価	58,050	56,268
売上総利益	27,265	26,398
営業収入	2,701	2,795
営業総利益	29,967	29,194
販売費及び一般管理費	22,842	23,837
営業利益	7,124	5,357
営業外収益		
受取利息	7	6
受取保険金	10	10
受取補償金	28	39
その他	44	42
営業外収益合計	90	99
営業外費用		
支払利息	142	123
為替差損	125	29
その他	23	22
営業外費用合計	291	176
経常利益	6,923	5,280
特別利益		
受取補償金	－	320
特別利益合計	－	320
特別損失		
固定資産処分損	141	108
特別損失合計	141	108
税金等調整前四半期純利益	6,782	5,492
法人税、住民税及び事業税	2,952	2,301
法人税等調整額	△295	△232
法人税等合計	2,657	2,068
少数株主損益調整前四半期純利益	4,125	3,424
四半期純利益	4,125	3,424

【四半期連結包括利益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：百万円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成26年４月１日 至　平成26年６月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	4,125	3,424
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	7
繰延ヘッジ損益	73	△119
退職給付に係る調整額	－	36
その他の包括利益合計	75	△76
四半期包括利益	4,200	3,347
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,200	3,347
少数株主に係る四半期包括利益	－	－

【注記事項】

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第１四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間を基礎とする方法からデュレーションアプローチへ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第１四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第１四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が４億29百万円減少し、利益剰余金が２億77百万円増加しております。また、当第１四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年６月30日）
減価償却費	2,827百万円	2,934百万円

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成25年４月１日　至　平成25年６月30日）

配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年６月21日 定時株主総会	普通株式	914	18	平成25年３月31日	平成25年６月24日	利益剰余金

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成26年４月１日　至　平成26年６月30日）

配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	１株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年５月20日 取締役会	普通株式	914	18	平成26年３月31日	平成26年６月30日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは、ホームセンターのみであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成25年４月１日 至　平成25年６月30日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年４月１日 至　平成26年６月30日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	81円24銭	67円43銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	4,125	3,424
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	4,125	3,424
普通株式の期中平均株式数（千株）	50,779	50,783
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	81円14銭	67円32銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（千株）	66	80
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－	－

（重要な後発事象）

当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成26年６月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、下記の要領により、ストック・オプションの目的で新株予約権を発行することを決議し、平成26年７月15日に発行いたしました。

１．新株予約権を発行する理由

取締役（社外取締役を除く。）の当社の業績向上等に対する意欲や士気を高め、株主を重視した経営を一層推進することを目的とする。

２．新株予約権に係る募集事項

（１）新株予約権を割り当てる日

平成26年７月15日（以下「割当日」という。）

（２）新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成26年７月15日

（３）新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、１株当たりのオプション価格（以下「オプション価格」という。）に第４項(4)に定める目的株式数を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）とし、オプション価格は、以下の算式（ブラック・ショールズ・モデル）により計算される金額とする。

$$\text{オプション価格}(C) = Se^{-\lambda t}N(d_1) - e^{-rt}XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

とし、それぞれの算式における記号の意味は、以下のとおりとする。

C	：	オプション価格
S	：	株価 割当日の前日（平成26年７月14日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は翌取引日の基準値段）
X	：	行使価額（１円）
t	：	予想残存期間（1.00年）
σ	：	ボラティリティ 平成25年７月16日から平成26年７月11日（約0.99年）の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出する。
r	：	無リスクの利子率 残存年数が予想残存期間（ t ）に近似する国債の利子率
λ	：	配当利回り 直近３事業年度の配当実績に基づき算出する。
$N(d_n)$	：	標準正規分布の累積分布関数

（４）払込みの方法

新株予約権の割当対象者に対して、それぞれが割当てを受ける新株予約権の払込金額と同額の報酬を支給し、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で別途締結する「新株予約権割当契約」に従い、当該報酬の請求債権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺することにより払込みを行う。

3．新株予約権の割当てに関する事項

（1）新株予約権の割当ての対象者

当社取締役（社外取締役を除く。）９名

（2）新株予約権の割当ての内容

当社は、以下のとおり新株予約権を割り当てる。

取締役９名に対して181個

4．新株予約権の内容

（1）新株予約権の名称

株式会社コメリ第４回新株予約権

（2）新株予約権の総数

181個

上記個数は、株式報酬型ストック・オプション規程に基づき各取締役に割り当てる新株予約権の個数の合計とする。

（3）新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式

（4）新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式（以下「目的株式」という。）の数（以下「目的株式数」という。）は、新株予約権１個につき100株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後目的株式数 ＝ 調整前目的株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、目的株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲内で必要と認める目的株式数の調整を行うことができる。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、行使価額は、１円とする。

（6）新株予約権を行使することができる期間

平成26年７月16日から平成56年７月15日（行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）までとする。

（7）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（8）新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（9）新株予約権の取得承認

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

（10）新株予約権の行使条件

① 各新株予約権１個の一部行使は、認めない。

② 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。
ただし、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成55年７月16日以降においては、新株予約権を行使することができる。

③ 当社は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することはできない旨を決定することができる。

イ　会社に重大な損害を与えた場合。

ロ　相続開始時に、新株予約権者が後記④に基づいて届け出た相続人が死亡している場合。

ハ　新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申出た場合。

④ 新株予約権者は、当社に対し、相続開始前にあらかじめ相続人（ただし、当該新株予約権者の配偶者または一親等内の親族に限る）１名を届け出なければならない。なお、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合には、届け出た相続人を他の相続人（同上）に変更することができる。
⑤ 新株予約権者が死亡した場合、あらかじめ届け出た新株予約権者の相続人１名に限って、相続人において３ヶ月以内に新株予約権を行使することができる。
⑥ その他の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(11) 新株予約権の取得事由
① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
② 新株予約権が（10）③に定める条件に該当し、権利を行使し得なくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社は、当社を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合は、この限りではない。

(13) 新株予約権の行使請求受付場所
当社人事部（またはその時々における当該業務担当部署）

(14) 新株予約権の行使に際して出資される金銭の払込取扱場所
第四銀行本店（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の継承支店）

(15) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券は、発行しない。

2 【その他】

平成26年５月20日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………………………………………914百万円
(ロ) １株当たりの金額……………………………………18円00銭
(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………平成26年６月30日

(注) 平成26年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年８月７日

株式会社コメリ

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北方　宏樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白井　　正	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若松　大輔	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コメリの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成26年４月１日から平成26年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社の平成26年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。